

第 6 回黒部市行政改革推進市民懇話会 会議録

日 時：平成 19 年 3 月 5 日（月）13:30～15:15

場 所：黒部市民会館 101 会議室

出席者：市民懇話会委員 14 人（欠席なし）

事務局

日程の都合上、皆様方には、急きょスケジュールを変更してご案内申し上げましたにもかかわらず、ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。ご案内の時刻になりましたので、ただ今から第 6 回黒部市行政改革推進市民懇話会を開催いたします。

それでは、長谷川会長から御挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、予定の日時を変更しての開催となりましたが、全委員の皆さんに出席していただき、どうもありがとうございます。本日が、いよいよ第 6 回目で、当面の最終回ということになります。前回、説明を受けました行革大綱実行計画、アクションプランについては、市の内部においても最終的な詰めを行ったということで、財政健全化プランと併せて本日、改めて提案を受けまして、この場で皆さんのご意見を伺いながら、最終的なご了解をいただきたいというように思っております。

皆さんには、去年の 10 月 2 日の第 1 回懇話会以来、部会も含めまして本当に大変過密なスケジュールの中で、いろんなご審議をいただきまして本当にありがとうございます。お陰をもちまして懇話会も当初のスケジュール通りに進めることができ、本日が最終ということで、いよいよ詰めの段階に入っておりますので、そのことも含めて皆さんには格段のご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、ただ今から、議事に入りたいと思いますけれども、懇話会規程において、会議の議長は会長があたるということになっておりますので、長谷川会長にこれからの進行をお願いしたいと思います。長谷川会長よろしくをお願いいたします。

会長

それでは、早速、議事に入りたいと思います。次第の（１）前回意見、指摘事項と対応の確認について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、次第の（１）個別計画の前回意見、指摘事項と対応の確認について説明いたします。資料 1 をご覧ください。

前回提案のアクションプランに対しまして、第5回の懇話会の場におきまして、また、その後、書面により頂戴いたしましたご意見、ご提案の内容と、それに対する対応状況という形で整理してございます。

は、文言の修正で、「職員意識の啓蒙」と「市民意識の啓蒙」とあったのを、それぞれ御意見のとおり「啓発」に改めております。

は、児童就学援助費や就学児童学校給食費補助金などは、最終的には保護者が学校や給食会へ支払うことになるので、最初から保護者の個人口座でなく関係機関へ支払うようにすれば良い、ということで、昨今、マスコミ等でも学校給食費の未納の問題が大きく取り上げられていますが、矢印にあるように、未納の防止という考え方からのご提案であります。アクションプランでは、収納率の向上や滞納整理の強化ということで掲げておりましたが、そこでは主に市税や使用料について着目した取組みとしており、多岐にわたる個々の事務事業のうちの補助金等の執行の流れ、やり方については、当然ながら個々の事務の見直しに付随するものであるので、行政評価システムに位置づけております事務事業評価の実施にくらせていただきたいと思います。したがって、対応状況ですが、補助金交付の流れ自体の見直しは困難ですが、未納となっている保護者に対しては、委任を受けての代理での補助金の受給、教材費等の支払いといった手法も可能であり、個々の事務事業の改善の中で検討を進めて参ります、としております。

は、実施方針7の細目(1)職員の意識改革と人材育成の推進において、職員の綱紀粛正、職場秩序の維持といった内容も必要とのご意見でありました。前回の懇話会の場においては、職員研修の充実での各種研修において読み取っていただきたいと説明したところではありますが、再度、検討を行いまして、対応状況にあるとおり、御意見を踏まえ「70 職員倫理の確立」を追加しました。内容は、この後のアクションプランの提案で説明させていただきます。

は、同じく実施方針7の細目(1)(2)に関連して、専門職員は、その専門性を活かしたサービスの提供に努めて欲しい、との御意見です。対応状況にあるとおり、アクションプランでは、「68 職員研修の充実」を掲げており、

- ・ 職階別(課長、係長クラス等の区分)研修
- ・ 職務に関する専門研修
- ・ 法制執務、土木技術、パソコン、接遇、政策立案能力など公務員としての基礎研修
- ・ 研修実績の人事への反映

といった、各種研修を計画的に実施し、職員の意識改革と資質向上に努めて参りますので、お汲み取りいただきたいと思っております。

は、市議会の改革について、今回の行革大綱やアクションプランの対象でないとしても、市民の意見として、議会に対して何か働きかけて欲しい、ということで、前回に限らず何度かいただいておりました御意見です。そこで、懇話会事務局から議会事務局に係る箇所の会議録を提出し、議会改革に関して意見があったことを伝えることを予定しております。理由にもございますが、議会事務局に提出された議事録は、議長さんが目を通しますので、間接的ではございますが、何らかの形で議長さんから各議員さんに懇話会の意見は伝わる、ということで議会事務局と調整したところです。

は、市民の行政への参画は、非常に大切なことだと思いますが、一人の市民に集中す

る傾向にあり、実際、御意見を頂戴した委員さん自身、充て職により市から14の委員を受けているとのこと。会議が集中して出席できないことも多いということで、そこで、充て職就任や重複就任を調整することも必要との御意見です。対応状況ですが、「9 審議会等の設置及び運営の見直し」においては、今後、整備する規程の中で委員の公募制の導入や女性委員の登用を推進する一方で、委員の再任、重複就任、充て職就任等について、所要の措置を講じて参りますので、ご理解いただきたいと考えております。

最後に1点、ここには記載がございませんが、安全で安心なまちづくりの推進ということで、安全なまちづくり推進センターを設置するという取組に関連して、非常に幅広い市民の安心感に対して、防犯面以外の視点も必要である、との御意見がございました。

確かに、この推進センターは、防犯だけへの取組であり、それ以外の安全・安心も当然、求められるところであります。そこで、アクションプランへどのように反映させるか、そういった内容を担保するか、ということで事務局においても検討したとこととありますが、安全・安心という視点は、現在検討を進めております総合振興計画においても、目指すべき新市の将来像の基本目標やまちづくり方針に掲げられている大きなテーマであり、したがってアクションプランに位置づける個々の実行計画のレベルとは異なり、より上位といえますか、すべてのアクションプランを実行するにあたっての要素となるものと言えます。

したがって、安全・安心そのものを位置づけるのではなく、今後の行政評価における政策、施策、事務事業、それぞれのレベルでの評価の尺度の一つとして、例えば、効率性や有効性、費用対効果といった指標が考えられますが、安全・安心についても一つの指標として用いることを検討して参る、ということで整理しておりますので、ご理解いただきたいと考えております。

個別計画の前回意見、指摘事項と対応の確認については以上ですが、前回は説明したとおり、さらに市の内部での詰めも行う必要があるということで、まず、これらの御意見を整理した上で、そのあと、各取組の担当課との最終調整を行いまして、本日提案のアクションプラン（素案）として取りまとめたということです。資料1の説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

それでは、資料1について、皆さんの方で何か疑問、ご意見等ございましたらどうぞ。

会長

概ね、皆さんの御意見が反映されているのかと思います。

それでは、また、いろいろな観点から御意見をいただくこととして、次の(2)黒部市行政改革実行計画<アクションプラン>について説明をお願いします。

事務局

それでは、アクションプラン（素案）について説明致します。資料2をご覧ください。

今ほどの、懇話会委員の皆さんから頂戴しました御意見への対応とともに、市の内部、担当課との調整により、変更した箇所がいくつもございまして、資料2では、前回の提案内容の見え消し版で整理してみました。また、最後の2ページの数値等目標については、

今回、初めて提案する部分でございます。時間の制約もございまして、前回からの変更点と数値等目標について、説明致します。

1ページからですが、まず右上に「印で、」が網掛けの取組事項は、別途、数値等目標を掲げています。」とありますが、このページは1番と4番、2ページでは9番を網掛けとしていますが、今回、最後の15ページと16ページに数値等目標を設定したものについて、マークを入れたということです。

次に、担当課の欄で、「(下線は主管課)」ということで、全庁あるいは複数の課となっていたものについて、実際に幹事といたしますか、舵取りをする課を明確にしております。

以降、個々の取組事項と内容について変更のあった部分を説明します。

「1番 市民との協働による市政の推進〔協働への仕組みづくり〕については、「(仮称)市民協働条例の制定」を削除しました。今後、協働について、どう進めていくか検討する中で、そういった条例の制定も結果として当然、必要になるのかと思いますが、ゼロからスタートする中で、いきなり頭に条例制定を掲げるのも、いかがかということで、制定するとしても、20年度に策定することとしている指針での全体のルール化の中で、結果として位置づけていこうと改めております。また、先程の説明どおり、「啓蒙」を「啓発」に改めています。

「4番」は、内容の文言の訂正です。

2ページでは、「12番 インターネット相談窓口の設置」については、担当課からの見直しに基づき、内容を「ホームページ上にインターネット相談窓口を開設し、利用者からの相談や質問、提言を受け付ける。」と改めています。

14番については、「電子自治体の構築」としておりましたが、実施方針、細目との位置づけの関係で、内容自体は変わらないものの、その視点から記述を変更しています。取組事項を「タイムリーで適切な情報提供」とし、内容は「ケーブルテレビ及び地域コミュニティFM放送を活用した行政情報、住民情報、地域情報の充実とタイムリーな発信に努める。」としています。

「17番 情報セキュリティ対策の適切な実施」も、担当課からの見直しに基づき、内容を「情報の電子化、ネットワーク化が進むとともに、住民情報や行政情報のコンピュータウイルスなどによる破壊、外部媒体での持ち出し等による漏洩等の危険性が拡大している。これらに未然に対処するため、情報セキュリティ対策を講じる。」と改めています。

3ページ、22番は、「専決」という言葉が専門的で市民にはわかりにくいということで、「決裁」に改めています。

「24番 各部局への予算編成に関する一定権限の付与についての検討」も、担当課からの見直しに基づき、内容に「(行政評価システムの導入と連携し、その事務事業評価結果に基づく事業の見直しや予算への反映を加味した枠配分の実施を検討する。)」を追加しています。

9ページ、「51番 財政健全化プランの作成」については、後で説明する財政健全化プランの中でもアクションプランとの関係ということで出てきますが、他の個別計画と同様に、健全化プランの位置づけを整理するためアクションプランに追加させていただいています。内容は「行革大綱に基づく取組みが財政面で果たす効果を見通すとともに、健全財政を確保していくための目安となる財政指標を設定し、計画的な財政運営を行うための「財

政健全化プラン」を作成する。」としています。

「55番 固定資産現況課税の適正化」については、取組事項のレベルでは、市税の適正課税があって、その具体的な内容の1つに今回の固定資産現況課税があるという整理の見直しです。

10ページ、「60番 収納事務の効率化」については、その上の2つの取組、「収納率向上対策」と「徴収事務の一元化」を整理統合したものです。内容は「市税や使用料等公金を一元的に取扱い、調定に対する消し込み処理等収納事務を効率的に行う部門のあり方についての研究を行う。また、公金の滞納に係る徴収事務を効率的に行う部門のあり方についての研究を行う。」としています。

61番は、「滞納整理の強化」としていましたが、滞納としては、税の他は主に使用料となりますが、特定の事業といえますが、個別の事務事業に属するものですから、行政評価、事務事業の見直しの中での取組という整理で、このアクションプランや財政健全化プランでは市税についてのみということで、「市税収納率の向上」と改めています。内容も「滞納整理を進める。」を「収納率向上と滞納額の圧縮を図る。」に改めています。

12ページ、70番は、先程、資料1でも説明しましたが、「職員倫理の確立」を追加しています。内容は「公務員倫理の遵守や職場規律の確立のため、通知等によりその啓発・徹底に努める。」としています。

「72番 手続きの簡素化による市民負担の軽減」も、担当課からの見直しに基づき、内容を「住民票や戸籍、税証明、各種届出等をインターネット上から申請できる電子申請・届出システムの導入について研究する。(平成22年度導入)」と改めています。

13ページ、「78番 地域情報化計画の策定」も、担当課からの見直しに基づき、内容を「社会経済全般にわたるICT化の流れに遅れることなく情報都市化を推進し、情報通信基盤の整備、市政の情報化と地域情報サービスの高度化を通じて、市民の豊かな暮らしと地域振興の実現を目指す。」と改めています。

79番は、72番の再掲ですので、先程の説明のとおりです。

「80番 各種申請と財務会計の電子決裁システムの導入と推進」についても、担当課からの見直しに基づき、内容を「平成18年度から庁内事務の旅行申請やホームページの情報掲載、行政CRMの回答などを電子決裁化している。今後、庁内事務に係るその他の各種申請や財務会計等について、原則電子決裁化を推進し、行政事務の効率化、迅速化を目指す。」と改めています。

82番は、「総合型」となっていますが誤りで、「統合型GISシステムの導入」と改めています。以上が実施計画部分における変更点です。

続いて、15ページからの数値等目標です。15ページは、数値目標、16ページは数値ではございませんが、進捗目標ということで、他のアクションプランと連動しながら進行管理していく取組事項について、平成19年度、20年度の進捗目標を掲げています。

まず、「1.数値目標」ですが、「9番 審議会等の設置及び運営の見直し」については、数値目標を「公募委員割合：20%以上、女性委員割合：30%以上」としています。

「18番 組織・機構の見直し」については、数値目標を「平成20年度に既存の課(班含む)の5%以上を削減」としています。

「30番 職員数の適正化」については、数値目標を「平成17年度4月1日の職員数492

人を、平成 22 年 4 月 1 日までに 29 人以上純減させ、463 人以下とする。」としています。

「32 番 時間外勤務の抑制」については、数値目標を「平成 19 年度に時間外勤務手当を総額ベースで 5 百万円削減する。」としています。

「45 番 未利用地の活用」については、数値目標を「計画的に毎年度、1 億 5 千万円程度の売却に努める。」としています。

「46 番 職員駐車場の有料化」については、黒部庁舎、宇奈月庁舎の 170 区画、区画当たり年 12,000 円としています。

「48 番 財政構造の健全化〔実質公債費比率〕」については、数値目標を「平成 24 年度末までに実質公債費比率を 18%未満とする。」としています。

「49 番 財政構造の健全化〔起債残高〕」については、数値目標を「平成 21 年度末までに起債残高を、概ね 230 億円台前半とする。」としています。

「55 番 市税の適正課税」については、数値目標を「固定資産（土地）税の課税見直し（現況課税）6 百万円」としています。

「61 番 市税収納率の向上」については、市税収納率の向上ということで、平成 17 年度実績 99.2%の向上に努めるとしています。

「64 番 水道事業の経営健全化」については、数値目標を「 「黒部市水道ビジョン」の作成（平成 20 年度） 将来普及率 90%、将来有収率 86%」としています。

「65 番 病院事業の経営健全化」については、数値目標を「 事務・調理部門の民間委託化、 病床利用率 98%、 扇状地ネット接続：30 医療機関、 薬品、診療材料の値引率 12.5%（平成 19 年度） 薬品、診療材料の削減在庫金額 1 千万円」としています。

「66 番 下水道（農業集落排水）事業の経営健全化」については、数値目標を「 発生主義会計の実施（平成 22 年度） 汚泥処理の一元化（平成 21 年度） バイオマスエネルギー利活用の事業化（平成 22 年度）」としております。

「68 番 職員研修の充実」については、数値目標を「職員研修受講率 10%以上」としています。

「70 番 職員倫理の確立」については、数値目標を「通知等の実施を年 2 回以上」としています。

続いて、16 ページ、「2 . 進捗目標」ですが、「21 番 小中学校通学区域の検討」については、「 25、公共施設の設置と管理運営の見直し」との関連で、「平成 19 年度に委員会の報告・提言」を受けるとしています。

「33 番 新たな人事評価・業績評価制度の導入」については、「 34 行政評価システムの導入」との関連で、「平成 19 年度に人事評価・業績評価制度の完全実施」を行うとしています。

「34 番 行政評価システムの導入」については、「 24 各部局への予算編成に関する一定権限の付与についての検討」、「 33 新たな人事評価・業績評価制度の導入」、「 35 受益と負担の適正性の確保」、「 47 中期財政計画の策定」、「 62 補助金の適正化」との関連で、「平成 19 年度に事務事業評価の実施」を行うとしています。

「35 番 受益と負担の適正性の確保」については、「 34 行政評価システムの導入」との関連で、「平成 19 年度に全庁的な検討組織の設置」を行うとしています。

「41 番 外郭団体の組織・経営の見直し」については、「 25 公共施設の設置と管理

運営の見直し」、「29 公の施設の使用料の見直し」、「39 指定管理者制度の活用」、「62 補助金の適正化」との関連で「平成 19 年度に団体ごとの経営改善計画の策定」を行うとしています。

「47 番 中期財政計画の策定」については、「34 行政評価システムの導入」との関連で、「平成 19 年 9 月策定以降、毎年 9 月見直し」を行うとしています。

「62 番 補助金の適正化」については、「34 行政評価システムの導入」、「39 指定管理者制度の活用」、「41 外郭団体の組織・経営の見直し」との関連で、「平成 19 年度に補助金等交付基準の作成」としています。

二重線から下は、平成 20 年度に進捗目標を掲げるものですが、「1 番 市民との協働による市政の推進〔協働への仕組みづくり〕」については、「4 市民活動の支援による協働の推進」との共通で、「平成 20 年度に市民協働推進指針(仮称)の策定」としています。

「24 番 各部局への予算編成に関する一定権限の付与についての検討」については、「34 行政評価システムの導入」との関連で、「翌年度以降の予算編成に枠配分実施」としています。

「25 番 公共施設の設置と管理運営の見直し」と「29 番 公の施設の使用料の見直し」については、「21 小中学校通学区域の検討」、「39 指定管理者制度の活用」、「41 外郭団体の組織・経営の見直し」との関連で、「平成 20 年度に施設ごとの改善方針の作成・公表」としています。

「39 番 指定管理者制度の活用」については、「25 公共施設の設置と管理運営の見直し」、「29 公の施設の使用料の見直し」、「41 外郭団体の組織・経営の見直し」、「62 補助金の適正化」との関連で、「平成 20 年度に現行指定管理施設の次期指定時における公募による選定」としています。

以上、アクションプランについて、前回からの変更点と数値等目標についての説明とします。

会長

ありがとうございました。担当の課で内容を再度確認し、さらに最後の方には、具体的な数値目標及び進捗の目標をつけていただきました。なかなか、すぐに内容を把握しづらい部分もあると思いますが、皆さんの率直なご意見をお聞きしながら、最終的に本日、ご承認いただけないかというふうに思っております。

それでは、ご質問、そしてご意見ございましたら、よろしく願いいたします。

委員

はい。

会長

委員さんお願いします。

委員

15 ページにあります職員駐車場の有料化、ここには年 12,000 円と書いてありますが、

これは1区画についてでしょうか。

会長

事務局の方お願いいたします。1区画ですか、というご質問です。

事務局

1区画ということでございます。

委員

分かりました。

会長

その他、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

数値目標については本日、実際に数値が出てきておりますので、本当に素朴な疑問等いろいろあると思いますので、よろしくお願いします。

委員

では、お願いします。

会長

委員さんお願いします。

委員

今のページで、64番の水道事業、ここに将来普及率90%とあるんですけども、黒部地区と宇奈月地区で現在の普及率はどうなっていますでしょうか。

会長

現在の普及率は何%か、ということです。お願いします。

事務局

確かな数字ではないんですが、宇奈月は簡易水道ということで、ここでの普及率は上水道、黒部地区の普及率のことをいっております。上水道とは違いますけども、宇奈月の場合は、簡易水道でもう99%の普及率になっているということでございます。

会長

詳細について調べてもらいながら、その他の質問もあるかと思っておりますので、質問を先に受けたいと思います。他にございませんか。

会長

この数値目標の中で、現状について記載してないものが結構あります。例えば、9番の

公募委員の 20%とか、女性委員の 30%とか、こういうのは具体的に現状はどのようなのですか。

事務局

女性委員の割合につきましては、男女共同参画プランでの目標が 30%ということです。多分、現在もそれに近い数字にまでいっているということで、はっきりした数字は分からないんですが、20 数パーセントというところじゃないかと思っております。

会長

この数値目標、それから進捗の目標、具体的にございますが、前段の方、実施計画の中身につきましても何かご意見ございましたらお願いします。

委員

ちょっと聞いてみるんですが。

会長

委員さんお願いします。

委員

集落の何ていうか排水あるでしょ。前沢は、市に入っているんですけど、東布施とかああいうところ、処理を別にどこか一元化して管理しておられたんでしょ。これは別々の処理になっているわけ。

会長

集落排水についてですね。

委員

はい、集落排水。地区地区にあるでしょ。集落排水は、農水省の下、それから下水道は国交省の下なんですけど、これを一元化にするようなこと書いてあるもんですから、まとめて面倒みられるのかなと。

会長

今の集落排水も含めて、下水道をどういうふうにするんですかね。66 番です。

事務局

66 番、こちらの方は、農業集落排水事業と公共下水道事業ということで、将来的には一元化という構想もございますけれども、今とりあえずは、それぞれの集落排水事業単位で行われているものについては、そのままそこで処理するということですが、ただ、汚泥処理の一元化ということでここに記載しておりまして、実は現在、集落排水事業の汚泥につきましては、新川広域圏にあります中部清掃センターで処理しているわけですが、これが平成 21 年度で閉鎖してしまいます。そして、それぞれの汚泥については、各自治体で処理

するとういうことになっています。

そこで、当市におきましては、バイオマスエネルギーの利活用という事業を導入する中で、平成21年度には集落排水事業から出る汚泥等について下水道の方で処理すると、こういう計画を今進めているとございまして、そのことを指して一元化という表現になっているところでもあります。

会長

どうもありがとうございます。 委員さん、よろしいですか。

委員

はい。

会長

他のご質問等ありましたらお願いします。

委員

ちょっと。

会長

委員さん。

委員

65番の病院事業の経営健全化というところなんです、2番目に病床利用率の向上による入院収益の増収ということになっていますが、10人体制が7人にまでなると、看護師が非常に不足してくるということで、今の病床数をそのまま維持していけるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしときたいと思うんですが。

会長

65番の2番の病床利用率の向上による入院収益の増収というところなんです、どうでしょうか。

事務局

黒部市民病院におきましては、従来から病床利用率、回転数が非常に高い状態で推移してきているというふうに聞いております。そういったことで看護師等でございすけれども、あまり高くなければ、いわゆる患者へのサービスが悪くなるんじゃないかという、こういう心配もあるのかなというふうに伺いましたけれども、看護師につきましては、現在10対1のところを7対1までもっていきこうという、こういうような目標を持っております。そして実際に、その人員を増やしていこうと今しているところでもあります。そういったことで、人員スタッフの充実を図りながら、病床の回転数とといいますか利用率を上げていきたいというふうに市民病院の方では考えております。

会長

よろしいですか。

委員

ということは、今の病床数、450 床ですか、それをそのまま維持していけるということでしょうか。

事務局

病床数につきましては、富山県における公的病院の総合的な計画の中で、勝手に増やすことはできないようになっておりまして、現在の一般病床数 425、これはそのまま固定されたものとして考えております。そこで、できるだけ空きベットがないような状態を作っていこうというものであります。

委員

ありがとうございました。

会長

今の7対1とか10対1っていうのは、これは看護師さんの人数の話ですね。

事務局

失礼しました。患者7人に対して看護師1人という、こういった割合の話でございます。

会長

それでは他のご意見ございましたら。

委員

すいません。

会長

どうぞ。

委員

15 ページの数値目標のことなんですけども、55 番、市税の適正課税についてお聞きしたいんですけど、固定資産（土地）税の課税見直し（現況課税）600 万円と書いてあるんですけど、どういう意味がよく分からないんです。現況 600 万円減収させるという意味か増収させるという意味なのか、教えて下さい。

事務局

600 万円、これは増収になる額ということでございますが、現況課税ということで、例

えば以前、田んぼであったものが、その後埋め立てられて、現況では、本来は雑種地とか宅地といった評価をしなければならないところですが、その届け出がないものですから、田んぼのままという地目の登記に従って田んぼのままの課税となっている状況、こういったものを見直し、現状により宅地である、あるいは雑種地であるというような形で、適正な課税を行っていく、こういう作業を進めていくということです。

委員

分かりました。

会長

600万円増加になるという意味です。分かりました。

委員さんお願いします。

委員

進捗目標の方で、行政の仕組みについて理解不足な面もあるんですけども、外郭団体の組織・経営の見直しですとか、公共施設の設置と管理運営の見直しということで、進捗目標には平成19年度もしくは平成20年度に書いてあるんですけども、担当の主管課ということで、企画政策課となっておりますが、例えば、外郭団体の方で経営健全化計画を策定した上で、そこで計画だけじゃ駄目で、当然その後それに従っていかどうかだとかのチェックとかもする必要があると思いますし、公の施設についても、その使用料とかそういった運営の仕方のチェックっていう機能が当然だと思うんです。そういうのも含めて企画政策課でやられて、例えば、適正でないから企画政策課のリーダーシップのもとに、それをどうするかっていうのをやられるのか、もしくはまた、議会は関係ないかもしれないですけど、そういった手続きが何かいろんな形であるのか、その辺教えていただければと思います。

事務局

例えば、今言われました公共施設でありますと、皆さんにお示しさせていただいております公共施設の見直し指針、そちらの方にも見直しの進め方というところであったかと思えます。来年度の19年度におきまして、全ての施設について、それぞれの所管課が現状分析し、見直しの方向性を検討していただくと。それを企画政策課が取りまとめるというふうなことであろうかと思えます。さらに、そういったような進捗というか各課が見直してこういうふうを考えているという状況につきましては、19年度においても、この行政改革推進市民懇話会にその進捗状況等を申し上げ、市民の視点からのご意見をいただきたいというふうに考えております。外郭団体についても同じでございます。

会長

委員よろしいでしょうか。

委員

公共施設については、大体、今のお話で理解できたんですけど、外郭団体については、施設部会の方でもいろいろと出ていましたけども、多分、最終的にどなたかが判断を下さないといけない。どういう形なのかは分からないですけども、仮に、立てた経営計画が全然達成できなかった場合、通常、民間であれば最終的に社長が、では、これは廃止しましょう、とかっていうのを取締役会といった決定機関があると思うんですけども、要は、先延ばし先延ばしっていうふうにならない何かそういう防波堤っていいですか、何かそういうのがあるのかなということを外郭団体とかについて確認したかったんですけども。

事務局

外郭団体につきましては、従来、行政の補完ということで業務を担ってきたという経過があります。また、それぞれ理事会でありますとか取締役会、そういったところでそれぞれの団体の方針が決定され運営されているところがございます。ただ、市はその決定に任せておいてよいのかというふうなこと、任せっきりということではございませんで、市といたしましても、関与のあり方について、人的支援している場合については、その人的関与のあり方、あるいは補助金等を出している場合については、財政的関与のあり方について、外郭団体については、25%以上出資している団体というふうなことで、市にも監査する権利といいますかそういったことが制度的に認められているものですから、そういった関わりを持ちながら見直しを進めていくと。

いついつまでにどうするってということは、改善計画によってということだろうと思えますけども、その改善計画につきましては、当然のことながら所管課のみならず、この行政改革推進本部でも検討し、さらにこの市民懇話会の方にもご報告申し上げながら進めていくというふうな進め方をするというところでございます。

委員

ありがとうございます。実際、企画政策課の方が一番その辺の事情とか客観的に判断できる立場であり、いろいろ知っておられると思いますし、多分、行政内でもいろんな立場、立場もまたあると思うんで、その辺のリーダーシップを発揮してやっていただきたいなという意見です。お願いいたします。

委員

一つだけ。

会長

委員さんお願いいたします。

委員

先ほど固定資産税の増額の話が出ておりましたけど、これは、去年、一昨年あたり、生地の方で見直されたわけです。田んぼができなくてやっつけられるところと、年いってできなくなって放置しておられる方、そういうところに税金をかけていくと、やがては年金だけでは税金払っていけないようになると私たちは言っているわけなんです。特に、年いっ

て田んぼできない人が非常に多くなってきている。そこで、勝手に埋め立てたから税金をかけるっていうことは、やがては物納になるんじゃないかと。税金を払う金がないと。これは、よく調査されて、地主にも了解を得てやっていただきたいと思います。この間から農業委員会で問題になっているんです。十分に検討して下さい。そうしないとやがては市役所の地面ばかり増えてきます。いや年金でちゃ固定資産税払われんですよ、はっきり言いますけど。そういう現状になってきているということです。

事務局

今、委員さんがおっしゃいましたとおり、確かに湿田地帯を中心として機械作業ができないから埋め立てをするといった現状が多いわけです。ただ、田を埋め立てするのではなく、野菜とか畑として耕作していらっしゃる場合は、もちろん農地として課税しております。そうでない雑種地、あるいは無断転用で宅地化していらっしゃる方については、税務課の方から地権者に案内して、説明した上で課税をする手続きを踏んでおります。説明して100%納得できるかということ、そうでない場合もあるんですけども、公平の原則から、やはり地権者に状況というか、その課税の主旨を説明した上で課税する手はずをとっております。

会長

分かりました。その他ご意見ございませんか。

委員

もう一つ聞いてもいいですか。

会長

委員さんどうぞ。

委員

15 ページ、46 番、職員の駐車料金についての質問ですけど、職員は 470 人もおられて 170 区画だけお金をとるって書いてあるんです。170 区画です。ほかの皆さんはどうか、それって公平なのかなっていうのと、1 区画いただくことによって、たった 1,000 円払って安心料かなと思ったり、それと他の市町村もこういうふうにとっているのか、素朴な質問です。お願いします。

会長

事務局お願いいたします。

事務局

170 区画というのは、黒部庁舎、宇奈月庁舎の職員についてです。出先機関の保育所とかは含まれておりません。近隣自治体といいますか県内の市では、金額の多い少ないは別として、ほとんど職員駐車料金をとっている状況です。

事務局

合わせまして、黒部庁舎には 151 人、宇奈月庁舎 74 人ということで、合計で 225 人の職員が従事していると。その内、自宅が 2 km 未満の方については、基本的には車以外、徒歩とか自転車で通勤するようにということで、そういった方を除けば概ね 170 という数字になってくるということです。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

どうもありがとうございました。では他のご質問等ございますか。
委員さんお願いします。

委員

私も 15 ページの数値目標についてなんですけども、32 番の時間外勤務の抑制ということで、19 年度に総額ベースで 500 万円削減するというふうになっておりますけども、それと同時に、職員数の適正化ということで、22 年まで職員が少なくなってくる。それから、行政サービス、市民満足度ということで、窓口サービスも土日検討といったことが入ってきますし、また先ほど市民病院のことも言われました。人が少なくなって時間外が減るのかなと。今までの市民サービスをもっともっと良くしていかなければいけないのに、時間外が減るのかなと、素朴な疑問です。これは 19 年度だけを見て 500 万円削減、その後 20 年、21 年と、どんどん削減していくつもりなのかどうなのかお聞きしたいと思います。

会長

事務局の方お願いします。

事務局

まず、この計画につきましては、19 年度のみというふうな考え方ではございません。19 年度の実績をみながら、継続して時間外勤務を削減していこうというふうな主旨です。

それと、職員数が減っていくのに超勤時間が減らせるのかっていう、確かにそういった問題もありますけれども、できる事務事業から極力外部へ委託することを考えていこうという一環でもって、そういった職員の超勤時間を減らそうと、こういった主旨であります。

会長

ありがとうございました。

委員

はい。

会長

委員さんお願いします。

委員

その場合、外部委託した場合の数値っていうのはここには出てきてないと思うんですが、それについては何かあるんでしょうか。

会長

事務局の方でお願いします。

事務局

外部委託といいますか、アウトソーシング、それから指定管理者制度というものが今スタートしておりまして、21年度からは基本的には公募にしていきたいというような形で、公の施設についても管理体制を大きく変えてきて、あるいはこれから変えていこうと、こういうふうに行っているところであります。

では、現在の内部の事務事業について外部委託と何ができるのかと。どこまでどういうふうに行えるのかという検討は、実際には今現在のところ、この行革ベースではやっておりませんので、その辺でどれだけ減っていくんだという具体的な数値は出ていませんけれども、今、委員さんのおっしゃった通りの面もあると思います。

ただ、事務事業につきましても、単に外部委託だけでなく、いわゆる事業の効率的な進め方というのも行革の大きな柱でございますので、こういったことを図りながら、できるだけ残業時間を少なくしていきたいと考えているところであります。

会長

分かりました。

委員さんお願いします。

委員

16ページの25番、29番、公共施設の方です。基本的に19年度、20年度ということで、実態調査をして、使用料を決定して、そして管理運営していくと。それで21年度からは、今いわれた公募ということだと思うんですが、指定管理者制度では利用料金というものを指定管理者が決定できるという内容のことがあったように記憶しておりますが、そのことと、今行政の方でこういう改革をしながら、それぞれ足並みを揃えて利用料金の適正化を図ろうとしてく、そこら辺の関係性といいますか、料金というのは、当然今まで決まってやっていますけども、指定管理者制度になると、指定管理者の方がその利用料金を得て、それを管理運営の方にまわしていけるという形です。となると利用料金という設定自体が指定管理者が行うことができると。

ただ、それは無謀な金額であれば、これはおかしな話にはなるんですが、何を言いたいかといいますと、ここで19年度、20年度でこう利用料金を決めると、21年の公募の時の使用料金、利用料金というものは、もうその形で指定管理者を公募しますという形になら

ざるを得ないのかなと思って質問しているんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。この2、3年かけて利用料金を決定するわけです。それが公募の時にもそれが条件になるのかどうかと。条件にならないと、何かここで時間かけて書いた意味がないんだろうなっていう気がするんですが。

会長

事務局の方お願いします。

事務局

あくまで使用料、指定管理者が定められる利用料金といいますのは、市の条例の範囲内であるということが条件です。ある一定の利用料金については、当然、市で条例を定めますので、指定管理者においてはその範囲内で営業っていいですか、そういった努力の中で利用料金をどれくらいまでに抑える、抑えるっていいですか確保できるのかと。下げれば確保できるのか、上げれば確保できるのか、そういったことも経営的な手腕という部分があるかと思えますけども、ここで大きく言っておりますのは、同じような類似施設でも、使用料をとっている施設ととっていない施設、そういったところのバランスを見直したいということで、使用料を定めてまいりたいという主旨でございます。

会長

それでよろしいですか。

委員

はい。

会長

他にご質問ございましたら。

委員

もう一つ。

会長

委員さんお願いします。

委員

16 ページの進捗目標の中の21番、小中学校通学区の検討とありますが、この通学区の検討する中に、学校の統廃合ということも含めて検討する必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

会長

事務局お願いします。

事務局

小中学校の通学区域の検討と、大変漠然としておりますけれども、今ほど 委員さんおっしゃったように、将来の学校教育といたしますか教育効果を上げるために、最低でも1学年を2クラス以上とし、クラス替えできるような体制でないと駄目だというふうに言われております。そういったことからすれば、当然、将来的には通学区域を含めた小中学校の統廃合というのは検討せざるをえない状況になってきます。

会長

よろしいですか。

それでは、 委員さん。

委員

今の質問なんですけども、3ページの21番で20年度実施と書いてありますけど、これは通学区域を変更するってということなんです。20年度に。

会長

3ページの21番を見ますと、調査検討が19年度で、20年度に実施となっております。その実施の意味はどのような内容かというご質問だと思いますので、事務局の方でどのような考え方をお願いします。

事務局

内容に書いてありますように、学校教育基本計画等調査委員会を現在立ち上げてやっております。その答申に基づきまして、20年度から実施する、そういう教育委員会の計画であります。

会長

委員さんよろしいですか。

委員

20年度から通学区が変わる子供達もいると。

事務局

あくまでも今こういった計画を策定中でございますので、その計画の内容に沿って20年度から実施に移していきたいということで、現在のところ具体的にどうなるかこうなるかっていう話はまだ見えていないということでご理解いただきたいと思っております。

会長

19年度で調査をし、いろいろ検討して、20年度からその答申に基づいて実施をしていくということです。もちろん、実際に統廃合ということになれば、もうちょっと長期的な話

になってくるといふふうに思います。速やかにできることは速やかに実施されていくという、そういうスケジュールについてはこれからになると思います。

先程の 委員さんのご質問の回答は分かりましたか。

事務局

先ほど質問がございました水道の普及率の件についてでございますが、まず、黒部市におけます水道事業、これは給水人口によって簡易水道と上水道事業ということで2つございまして、旧宇奈月町地内においては簡易水道ということで整備されておまして、先ほどお答えしたとおり、99.8%の普及率ということでございます。

旧黒部市地内におきましては、上水道事業ということで整備を進めておりますが、ご存知か比較的人口が集中している三日市とかあるいは大布施地内というのは簡易水道、町内単位の簡易水道というのが非常に多くございまして、そういった点で現在の普及率は67.2という数字だそうでございます。ただ、市の水道担当とすれば、現実聞こえてくる声とすれば、そういった地元の簡易水道も水源地のポンプ等、次回の更新時には水道に移行するというような話も非常に多く聞かれる中で、こういった目標、90%という目標を掲げ今後整備していきたいということでありまして、67%という普及率だから、みんな井戸水飲んでいるというわけじゃなくて、そういう簡易水道組合でやっている部分が三日市とかそういった地区では多いということで、そのような数字になっているということでございます。以上です。

会長

ありがとうございました。 委員さんそれによろしいですか。

委員

将来90%の将来っていうのは、いつの話。いつ頃。まだまだということですか。

委員

簡易水道は料金が安いんです。上水道は高くして簡易水道だと安い。私の住む東三日市は簡易水道なんです、300世帯程あるのに簡易水道なんです。上水道へ移行するって言ったって簡易水道だと料金が安いから、私たち1ヶ月使用していても800円なんです。それが上水道だと2,000円も3,000円もとられるところ800円で済むから誰も上水道に移行しようなんていう考えはないです。将来っていったって、相当な将来になると。もっとも、何か壊れて水が通らないようになれば入るかもしれませんが、それ以外だったら入らないです。簡単な修繕なら行いますから。

委員

やはり維持管理上の問題っていうのは、簡易水道だとどうしても出てきますし、こういう時代ですから天変地異なり、公害なりいろいろありますから、本当は、やはり上水道がきちんと行き届くということが理想的ではあります。

会長

それでは、大体皆さんのご意見も出たのかなと思っているんですが、先ほど言いましたように、本日は特に修正が必要なところがなければ、このアクションプランにつきまして、この数値等目標も含めまして、皆さん全体でご承認をいただきたいと思っております。

それでは、この内容にてご承認をいただけますでしょうか。拍手をお願いします。

-----拍手-----

会長

どうもありがとうございます。それでは(3)番の黒部市財政健全化プランについて説明をお願いします。

事務局

それでは、黒部市財政健全化プランについて説明致します。資料3をご覧ください。

本文の第1、財政健全化プランの性格にも記載しておりますが、今回作成する目的について、まず、簡単に説明した上で、本文を読み上げたいと思います。

先程のアクションプランにおいて、その実行確保を図るため数値目標を設定していますが、一方で行革の大きな目的は財政基盤の強化でございます。

前回、財政健全化プランの骨子イメージということで少し説明しましたが、本来、財政健全化プランといえますと、財政見通しがあって、一方で、今後進めていかなければならない事業があり、そのために必要となる財源の確保策として財政健全化プランを掲げる、というのが通常の形であります。しかしながら、合併直後の新市においては、行革も総合振興計画も、その策定を同時期にスタートしたものの、今後、こういった事業をどのようなスケジュールで実施していくかについては、今回の行革のまとめと時間的なズレがございます。

したがって、当面、行革による総額としての目標額の設定は、現在のところ積み上げるのが困難な中でありますが、そうは言いながらも行革の取組は、先行してでも行っていくということです。

したがって、本来の形での財政健全化プランにはなっていませんが、やはり、行革の取組が、財政的にどう貢献するのか、目に見える形で表すことも必要との考え方で、一部、数値目標を設定した部分での財政効果について、前倒しで示すこととして、今後、総合振興計画の実施段階では、必要に応じ、このプランに掲げている項目それぞれに目標額の設定が追加されていくもの、随時見直しがされていく性格のものという前提の下での計画ということでお願い致します。それでは、実際に資料3の素案を読み上げます。

-----資料3読み上げ-----

会長

ありがとうございました。それでは財政健全化プランの方で、皆様からご質問等ございましたらお願いします。先ほどのアクションプランの最後にありました数値目標、それが

ら進捗目標がこの財政健全化プランの数値の根拠となっているという説明でした。

委員

いいですか。

会長

委員さんお願いします。

委員

4の人件費の抑制ということで、定員管理の適正化の中で、職員数現在492人を463人以下にするってことですが、現在の492人の中には病院の職員は入っていますか。

会長

事務局、病院の数は入っていますか。

事務局

これまで何回かご説明したかと思いますが、これは病院を除いた職員数でございます。

委員

この492人には入っていないということですね。

事務局

はい、そうです。

委員

はい。

会長

他にはありませんでしょうか。

委員

ちょっと。

会長

委員さんお願いします。

委員

2ページの数値目標で、未利用地について計画的に1億5,000万円程度の売却を進めると。この土地は、土地開発公社が保有している土地も入るんですか。市が保有している土地だけなんですか。1億5,000万円というのは。

会長

事務局の方、お願いします。

事務局

市では、今、土地開発公社の遊休地について、売却を目的に、一般会計での引き取りを進めております。その年次目標が1億5,000万円。そして、一般会計で受け取ったものについて今度は売却ということで考えてきているところであります。

委員

分かりました。

会長

黒部市土地開発公社が持っている土地の売却だということです。
他にご質問等ございますか。

委員

はい。

会長

委員さん。

委員

質問というより要望なんですけども、最後の4ページで財政状況を作成し、ホームページ等で公表するということがありますけども、やはり、できるだけ早く公表していただきたいなというふうに思います。

というのは、最近、雑誌のエコノミストで、危ない市町村じゃないけども、何かそういう特集で順位のついたものが出たんですけども、県内で黒部市だけが順位に入っていたと。危ない市町村ということが入っていたということで、私も他の市町村の方に黒部市は大丈夫か、というようなことをよく言われるんで、そういうのも多分、その雑誌を見られた方が思っていると思うんで、大丈夫ということを知ってもらうためにも、ホームページでなるべく早く公表していただきたいと思います。

会長

その辺どうですか。

事務局

今、委員さんがおっしゃいましたように、こういった財務諸表につきまして、できるだけ早く発表するように努めていきたいというふうに思います。

ちなみに下に書いてあることについては、18年度からの実施でございまして、これらは

全部公表してあるということでありますので、また、お確かめいただきたいと思います。

委員

はい。

会長

委員さんお願いします。

委員

同じところですが、分かりやすい財政運営ってということで、いろいろな財務諸表等を公表されるということですが、この見方というのは、普通の一般企業の財務諸表とはまたちょっと違ってなかなか理解しがたいところが多いと思うんで、そういった見方みたいなもののレクチャーっていうか、そういうふうなことは考えてはいらっしゃいませんか。

会長

事務局の方どうですか。より分かりやすい形でということで、その点についてどうでしょうか。

事務局

現在、黒部市のホームページで大方の財政資料につきましては公表しています。それでも多分、行政の専門用語で大変分かりにくいだろうと思うものについては、できるだけ分かりやすいような形で解説をしているページもありますので、是非そういうところをまたご覧になっていただいて、ご指摘をいただければそういう形で改善をしていきたいなというふうに思っております。

ただ一部、ここにも書いてありますような、連結の貸借対照表、こういったものは、いわゆる特別会計でありますとか、それから外郭団体のそういう貸借対照表、こういったものも公表するよというふうに思っておりますが、やはりこの辺について、もう1、2年少し時間をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。一般会計の部分については、おおよそここに書いてある部分については公表しておりますので、またご覧をいただいてご指摘をいただきたいというふうに思っております。

会長

分かりました。その他ご意見ございませんか。

それでは、この財政健全化プランについて、特に皆さん修正の案がないようであれば、拍手にてご承認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

-----拍手-----

会長

ありがとうございます。黒部市財政健全化プランのご承認をいただきました。

それでは次、その他ということで事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、その他ということで、今後の懇話会の運営について説明いたします。

昨年10月に、この懇話会が設置され、毎月1回のペースで本日までで6回、また、施設、組織部会もそれぞれ3回と会議を重ねて参りました。

委員の皆さんには、第1回懇話会の10月2日の委嘱から任期2年ということでお願い申し上げ、当面は、平成18年度中に行革大綱とその実行計画、個別計画の策定に向けた検討ということで、19年3月までのスケジュールを設定し、懇話会が運営されてきたところであります。

本日の第6回をもって、一通り予定としていた任務を終えることとなりますが、いよいよ4月から、これらプラン等に基づく取り組みが実行段階に入ります。

大綱にも位置づけておりますが、改革の進行管理において、実行確保を図るため、その進捗状況を点検、評価したものを、市民による外部チェック機関としての側面を持つ黒部市行政改革推進市民懇話会に報告し、市民の視点から意見を求め、必要な見直しを行う、としております。

したがって、年度の半期ごと、概ね9月と3月になるとは思いますが、懇話会を開催することとしております。また、アクションプランにございます「補助金の適正化」では、補助金審査委員会を設置し、1件審査により補助金を見直す、とございます。現在のところ、こういった構成での委員会とするかは未定ですが、例えば、この懇話会の位置づけの下に委員会、部会的なものを設置することも考えられますし、場合によっては、何人かの委員さんには、その任務にあたっていただくこともあるかもしれません。

ということで、懇話会の今後の運営としては、平成19年度中において、9月と3月に、このような形で開催予定であることと、アクションプランの実行に関連して、別に懇話会委員の一員として何らかの関与をお願いすることもあるかと思っております。先程もございましたが、市民代表委員の重複を避けるという原則に立ちながらも、是非ともお願いする場合もあるかと思っておりますので、その際には、またご協力をお願いしたいと考えております。今後の運営については、以上です。

会長

どうもありがとうございました。今後の運営につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

会長

最後になりましたが、助役さんにも来ていただいておりますので、それでは、中谷助役さんから、何かございましたらお願いします。

中谷助役

第6回を迎えまして、平成18年度に予定されておりました諸会議が今日で終わるわけです。この間、懇話会の皆さんにおかれましては、大変難しい問題に取り組んでいた

いただきました。また、我々もいろいろ考えながらご意見を聞いておりますが、十分に説明しきれないもの、あるいはまた、こう、まだるっこい部分、何で行政は普通の会社のするわけにはいかないんだろうかと、いろいろご要望もあるのではなかろうかと思っております。

ただ、行政というのはご承知の通り、一方では議会があります。それからまた市民も多種多様な考え方を持っておられますし、また、それぞれ生活もレベルも違ったり、そのようないろんな価値観のどのレベルで合わせて行政というものを、そして多くの皆さんに満足いただくかというところが大変難しいところでございます。ただ、効率的にやればいいというものでもない部分もあるわけでありまして、そういう点では、なるべく多くの皆さんのご意見を聞きながら、市民の意向がどうなのかということを見定めながら、これからは我々は行政運営をしていかなければならないと、そのように思っております。

そういう意味におきまして、このような懇話会というのは我々に対する意見を言われる一つの大きな場所であるというふうに思っておりますので、これからはどうぞ委員におかれましては、日頃、生活の中から我々に対するそういった点をご指摘いただきたいと、そういうふうに思っている次第でございます。

長い間の審議でございましたが、これはまだやっとスタートでありますので、これからどういう結果を我々が出すかというところが大切なところでございますので、これからはどうぞよろしく願いたいと思います。どうもありがとうございました。

会長

それでは、室谷助役さんからも願いたいします。

室谷助役

終始熱心にどうもありがとうございました。アクションプランと財政健全化プランについてまとめあげていただきまして、本当にありがとうございました。平成20年度から10カ年にわたります新しい総合振興計画を力強く推進するためにも、ご審議いただきました行政改革も、車の両輪としてしっかり前進させていきたいというふうに思っておりますので、今後も引き続きご苦勞をお掛けすると思っておりますけども、どうかよろしく願いたいします。どうもありがとうございました。

会長

それでは、これをもちまして議長の役目を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。本日、了承いただきましたアクションプラン、財政健全化プランをはじめ個別計画につきましては、今月14日に開催を予定しております黒部市行政改革推進本部において正式に決定する運びとしております。

これまで委員の皆さんに検討いただきました改革の取り組みが、いよいよ4月から本格的に入るということでもあります。引き続き、計画に基づく取り組みの進行管理ということをお願いしたいわけですが、先ほどもありましたように、年度の中頃、それから年度末に

皆さんにお願いするということでもあります。よろしくお願いいたします。

それから、ただいま承認いただきましたアクションプランはじめその他計画につきまして、本日4時30分から長谷川会長さんに堀内市長に対して報告していただくこととしておりますので、皆様にお知らせさせていただきます。

それでは以上をもちまして第6回黒部市行政改革推進市民懇話会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。